国際結婚の手続の流れ

日本人と外国人の結婚

日本人は日本の法律に定められた婚姻条件を満たしていること。
外国人は本国での婚姻条件を満たしていること

用意する書類

1 婚姻届（市区町村の役所で入手、成人の証人2名の署名と捺印が必要）
2 戸籍謄本(日本人)
3 婚姻要件具備証明書またはそれに代わる文書（外国人）
4 外国人登録証明書
5 パスポートなど（国籍を証明するもの）

結婚する当事者二人のどちらかの住所があるところ、または日本人の本籍地の市区町村の役所に届出

受理されると日本国での結婚が成立

その場で婚姻届受理証明書を発行してもらう

外国人は本国での婚姻手続をする

国によって手続方法が異なりますから、在日大使館や領事館などに確認する

受理されると本国での結婚が成立

日本人の配偶者として在留資格の変更を希望する人は、所轄の入国管理局へ相談を

外国人と外国人の結婚

婚姻成立の要因は国によって異なるので、在日公館に問い合わせ、手続をする

日本の市区町村の役所で婚姻手続をする場合は、市区町村の役所に問い合わせる